

平成 30 年度 介護予防訪問介護・訪問介護事業計画

1 部門基本理念

- ・ 明るく、親切、誠実にサービスを提供いたします。
- ・ 人と人との関わりを大切にし、人権を尊重したサービスを提供いたします。
- ・ 確かな知識、技術を持ってサービスを提供いたします。

2 部門基本方針

利用者のニーズ、制度の解釈の変更などに柔軟かつ臨機応変に対応する。

3 部門重点目標

- ① 利用者の望む在宅生活を実現するための援助
- ② 根拠を明らかにした業務の遂行
- ③ 介護予防訪問介護相当サービスの実施に当たり適正な運営を行う。

4 サービスの内容

訪問介護員の行うサービスは、「日常支援技術」のうち必要と認められるものとする。

・身体介護関連

食事介助・入浴介助・排泄介助・身体清拭・洗髪・衣類着脱介助・通院介助・
服薬支援・外出介助・バイタル測定と記帳・その他必要な介護

・生活支援関連

調理・食品管理・住居などの掃除・整理整頓・衣類の洗濯・生活必需品の買
物・用足し・薬の受け取り・代筆代読・ゴミの分別・ゴミ出し・受診日確認
と勧奨・その他必要な家事

・相談助言関連

生活、身上、介護に関する相談助言・その他必要な相談助言

5 基本的な確認事項

(1) サービス提供と向上

- ・ ケアマネージャーのプランを基に、より利用者の生活の実情に合った個別訪問介護計画書(介護及び予防介護)を作成し、その計画に沿ったサービスの提供を行う。
- ・ 総合事業への移行をスムーズに行うと共に、新たな総合事業についても模索する。
- ・ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、在宅生活が継続していけるように支援していく。
- ・ 利用者のできる能力を把握して、日常生活で活かせるような働きかけをしていき、

生活意欲につながられるようにする。そのためには、家事を一部分でも一緒に行って頂けるような関わりや声掛けを行う。できることを増やし、自立に向けた支援をする。

- ・一定のサービスが提供できるよう、標準化したマニュアルをもとに、細目に見直しや追加をして、職員間で周知徹底していく。
- ・標準化表には、マニュアルを整理しわかりやすく記入すると共に、利用者個人の思いやできる部分について記入し、職員間で共通認識のもと、できる限り個人のニーズに添った対応を行う。
- ・適宜ミーティングや業務日誌を用い、利用者に関する情報、もしくは、サービス提供に当たっての留意事項の伝達を行う。
- ・実施したサービスに対して、訪問介護計画に基づいた内容となっているか、モニタリング・評価を行う。
- ・ケアマネージャーと連携を図り、必要時には介護計画の変更を明確に行う。
- ・年1回、自己評価・介護サービスの情報の公表を実施し、サービスの見直しを行う。
- ・調理を提供する際は、利用者のニーズに応じて相談しながら行う。

(2) 利用者や家族との信頼関係の確保

訪問介護サービス提供の開始に際し、予め、サービス利用者または家族に対し、訪問介護事業所のサービス内容、利用における重要事項について説明し、同意を得る。また、サービスを提供する中で、相談援助を行い、必要時、担当者会議を開き、家族ともコミュニケーションを図り、信頼関係を築く。

(3) 関係機関との連携

より良いサービスに繋げるために、地域ケア会議や担当者会議等で関係機関との情報交換等を行い、連携を強化して、課題解決を図り、利用者の複雑多岐にわたるニーズに的確に対応する。

(4) 施設内の連携

居宅介護支援事業との連携を図るとともに、訪問介護サービス利用者がデイサービス・ショートステイ等利用する場合、利用者の様子など情報交換を行い連携する。

(5) 危機管理の徹底

緊急時対応のマニュアルの確認を怠らないことや、日頃からリスクの分析を行い事故を未然に防げるよう努める。

(6) 職員の資質向上と人材育成

訪問介護員研修を行い、スキルアップに努める。また、実習生を受け入れ、育成に協力する。

- <研修基礎項目>
- ・ 接遇
 - ・ 緊急時対応
 - ・ 認知症
 - ・ プライバシー
 - ・ 事故発生再発予防
 - ・ コミュニケーションスキルアップ術
 - ・ 認知症の人の困ったを解決するケア
 - ・ 高齢者の気になる症状とその対応 (2)

<各自の課題> 基礎介護の中から課題を決める

<法人主催研修会への参加>

全体研修

実施月	内 容	参 加 者
4 月	看取り研修	全職員
5 月	認知症について	〃
6 月	リスクマネジメント・法令順守	〃
8 月	身体拘束・虐待	〃
9 月	法人内実践発表	〃
10.月	感染症対策	〃
11 月	ハラスメント研修	〃
2 月	救急救命講習	〃

6 心得

- (1) 守秘義務を守る。
- (2) 仕事上での判断や行動をする基準は利用者であることを常に念頭において業務に当たる。
- (3) 利用者との関係において、「自由で暮らしよく」を認める関係になる。
- (4) 思いやりの心を持ち、言葉づかいや態度に気をつけ、利用者から信頼されるよう日々努力する。
- (5) 在宅支援の専門家としての自覚を持ち、自己研鑽を怠らない。
- (6) 自分を厳しく評価することを心がける。
- (7) 自らの健康に留意し明るい態度で接する。

その他

- (1) 訪問介護事業として、出来る所から節約に取り組む
 - ・ 事務用品、ファイル等、再利用できるものは再度使用する。
 - ・ 訪問時等、電気をこまめ消す
 - ・ 器具、備品等の管理を徹底する（ヘルパー車等）
- (2) 本訪問介護事業の実施にあたっては、社会福祉法人上士幌福寿協会指定訪問介護事業所運営規定による。